

一般社団法人全日本サッセン協会 島根統括本部 会則



第1章 総 則

(名 称)

第1条 本団体は、一般社団法人全日本サッセン協会の島根統括本部「サッセン出雲支部」と称する。
(以下支部)

(事 務 所)

第2条 本支部は、主たる事務所を島根県出雲市今市町北本町1-1-3 セントラルビル2Fに置く。

(目 的)

第3条 本支部は、島根県内におけるスポーツ活動の振興を図り、会員の健全な心身を育成し、地域社会における生涯スポーツの発展に寄与することを目的とする。理念達成の為、県内のスポーツ行政機関およびNPO 法人と連携を取り活動する。

(事 業)

第4条 本支部は、前条の目的のために、次の事業を行う。

- (1) スポーツ振興事業（児童対象）
- (2) 健康増進を目的としたスポーツ講座（全年代対象）
- (3) 島根県の魅力発信・観光誘致に向けた振興活動への参加
- (4) その他、本支部の目的達成のために必要な事業

第2章 会 員

(構 成 員)

第5条 本支部は、その目的に賛同する者を構成員とする。

(構 成)

第6条 本支部は、次の者をもって構成する。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員

- ※1 正会員は、本支部の目的に賛同し、第4条の事業を行うために、入会登録を行った者とする。
※2 賛助会員は、本支部の事業を賛助するために入会登録を行った者とする。

(入 会 資 格)

第8条 本支部に入会するものは、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 本支部の目的に賛同するものであること
- (2) 本支部の定める諸規定を遵守するものであること

(入 会 手 続)

第9条 本支部に入会を希望するものは、所定の手続きに従い申し込むものとする。

これを希望する者は、サッセン出雲公式サイト (<https://sassenizumo.jp/form.php>) より入会申込の手続きを取る事。

(会員の権利)

第10条 会員は、団体の行うあらゆる事業に参加することができる。

(会費の納入)

第11条 会員は、会費を納入するものとする。

2 会費は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 正会員会費 年会費 1000円
- (2) 賛助員会費 年会費 1000円

第12条 一旦入金した会費は、理由の如何に問わず返還しない。

(除名)

第13条 本支部は、第8条の要件を満たさない会員について、役員会の議決を以て除名をすることができる。

(退会)

第14条 会員が会費の納入を怠ったときは、本支部は会員を退会させることができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する時は、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき
- (2) 会費を1年以上納入しないとき

第3章 役員

(定数)

第15条 本支部には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計・監査 各1名 計2名

(役員職務)

第16条 会長は、会務を総理し、その業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、本会の出納事務を担当し、監査は、本支部の業務及び財産の状況を監査する。

(役員選任)

第17条 会長、副会長の選任は、会員から立候補及び推薦された者の中から総会において選出する。

- 2 会計は、会長が指名する。
- 3 監査は、全会員の中から選出する。

(役員任期)

第18条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員解任)

第19条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき
- (2) その他、解任に相当する事項が認められるとき

(総 会)

第20条 本会の総会は、正会員を持って構成し、毎年1回開催するものとする。但し、必要があるときは、臨時に総会開催することができる。

2 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 会則、事業等の改廃
- (2) 事業計画並びに収支予算及び決算
- (3) 本会の解散
- (4) 役員を選任及び解任
- (5) その他本会の運営に関し重要な事項

2 本会の会議は、会長が召集する。

3 総会の議長は、会長がこれに当たる。

4 本会の会議は、2分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。

(役 員 会)

第21条 役員会は、会長、副会長、会計・監査をもって構成する。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及び、その他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業報告書及び決算)

第22条 会長は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第23条 この会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会 計)

第24条 本会の経費は、会費、賛助金、その他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

3 決算終了後、総会を招集し決算報告する。

4 本会は、会員に対して1年に1回、会計報告を行う。

(会則の変更)

第25条 この会則の改正は、会員がこれを発議し、総会を招集し総会出席会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(そ の 他)

第26条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

1 本規約は、令和6年4月1日から施行する。

一般社団法人 全日本サッポロ協会
出雲支部
会 長 金 山 義 彰

